

「静岡市子ども・子育て支援法施行条例」の一部改正案に関する意見応募用紙

静岡市では、乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の実施にあたり、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、静岡市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年静岡市条例第9号）の一部改正を検討しています。

つきましては、静岡市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年静岡市条例第9号）の一部改正案について、あなたのご意見をお聴かせください。

【ご意見のタイトル（項目、訂正箇所等）】 ※案のどの部分に対するご意見かをお書きください。

【ご意見の内容】

- ※1 複数のご意見がある場合は、1枚に1件ずつお書きください。
- ※2 いただいたご意見は、静岡市子ども・子育て支援法施行条例の改正の参考とさせていただきます。また、個人が特定できないよう編集した上で、意見の要旨を市ホームページ等で公開させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- ※3 上記「ご意見の内容」欄に「別紙とおり。」と記入していただき、別紙にてご提出いただくことも可能です。

* 住 所 (法人の場合は所在地)		
* 氏 名 (法人の場合は名称及び代表者名)		
性 別	<input type="checkbox"/> 男 性 <input type="checkbox"/> 女 性	
年 齢	<input type="checkbox"/> 19歳以下 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70歳以上	
職 業	<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 専業主婦(夫) <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> その他	

※1 *印のある欄は必ずご記入ください。

※2 個人情報については、厳正に管理を行い、静岡市市民参画の推進に関する条例に基づくハノブリックメントの目的以外では使用いたしません。

ご意見、ありがとうございました。

下記あて先に、郵便かファクシミリにより送信、または直接持参してください。

《送付（問い合わせ）先》

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所 静岡庁舎17階 こども未来局幼児教育・保育支援課 給付・支援係

【電 話】054-221-1092（直通） 【ファクシミリ】054-221-5029

締切：令和8年1月22日（木）必着